

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の制定に際し、意見公募を実施しなかった理由について

令和 8 年 5 月  
資源エネルギー庁  
資源・燃料部  
燃料環境適合利用推進課

#### 1. 題名

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

#### 2. 趣旨

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号。以下「法」という。）の施行に伴い、法附則第 18 条の規定により、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成 14 年法律第 94 号）が改正される。これにより、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務として、法の拠出金の徴収及び通知貯留区域管理業務が追加されることに伴い、これらを業務方法書に記載すべき事項に追加する。

#### 3. 意見公募の実施の有無

意見公募は実施していない。

#### 4. 意見公募を行わなかった理由

本件は独立行政法人の「役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める命令等」に該当するため、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 4 条第 4 項第 7 号の規定に基づき、意見公募を実施していない。